

平成17年第1回竜王町議会定例会

平成17年3月7日

午後2時00開会

於 議 場

1 議 事 日 程

- |       |                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                            |
| 日程第2  | 会期の決定                                                                 |
| 日程第3  | 議第1号 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例                                          |
| 日程第4  | 議第2号 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例                                           |
| 日程第5  | 議第3号 竜王町個人情報保護条例                                                      |
| 日程第6  | 議第4号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例                         |
| 日程第7  | 議第5号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第8  | 議第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例                                             |
| 日程第9  | 議第7号 竜王町税条例の一部を改正する条例                                                 |
| 日程第10 | 議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                           |
| 日程第11 | 議第9号 竜王町文化財保護条例の一部を改正する条例                                             |
| 日程第12 | 議第10号 竜王町文化財保護審議会設置条例の一部を改正する条例                                       |
| 日程第13 | 議第11号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議第12号 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第15 | 議第13号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第16 | 議第14号 竜王町法定外公共物管理条例                                                   |
| 日程第17 | 議第15号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例                                             |
| 日程第18 | 議第16号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第6号）                                          |
| 日程第19 | 議第17号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）                            |

日程第20	議第18号	平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議第19号	平成16年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議第20号	平成17年度竜王町一般会計予算
日程第23	議第21号	平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定） 予算
日程第24	議第22号	平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定） 予算
日程第25	議第23号	平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
日程第26	議第24号	平成17年度竜王町学校給食事業特別会計
日程第27	議第25号	平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算
日程第28	議第26号	平成17年度竜王町介護保険特別会計予算
日程第29	議第27号	平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川 町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算
日程第30	議第28号	平成17年度竜王町水道事業会計予算
日程第31	議第29号	滋賀県自治会館管理組規約の変更について
日程第32	議第30号	滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
日程第33	議第31号	滋賀県市町村交通災害共済組規約の変更について



開会 午後2時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成17年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることといたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。

定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの冬は、例年になく雪が多く、寒い冬でありましたが、3月に入りまして春の日差しを感じる、きょうこのごろとなってまいりました。

議員各位にはお変わりなく、ご健勝にて日々ご活躍をいただいておりますことに衷心よりお喜びを申し上げる次第であります。平素は、町政推進につきまして格別のご指導、ご高配を賜っており、厚くお礼申し上げます。

さて、本日、平成17年第1回竜王町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には極めてご繁忙の中、多数のご出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

私も昨年6月24日に町長に就任以来、議員各位より格段のお力添えをいただき、今日に至りました。まことにありがとうございます。就任後、初めての新年度の行政執行方針を述べさせていただき、予算等の議案を上程させていただきますので、深いご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私が申すまでもなく、議員各位もご承知のように、国の三位一体改革により、地方の財政状況は大変厳しく、本町の平成17年度一般会計、特別会計予算の総額は、平成16年度当初予算比較で3.4%減の緊縮予算となり、町民の皆様方にご理解をいただかなければなりません。厳しい中でも、暮らし、安心のまちづくりは欠かすことはできませんので、議員各位の英知をいただき、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本定例会におきましては、来る17年度の町政執行の基本とします行政執行方針をご説明申し上げますとともに、条例制定4件、条例等の一部改正14件、平成17年度一般会計、特別会計予算9件、平成16年度一般会計、特別会計補正予算4件、計31件の議案を提出させていただいております。どうか、慎重にご審議を賜り、適切なる決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

前段申し上げましたように、大変厳しい状況でありますので、昨年より取り組

んでまいりました自律推進計画を新年度より実行させていただきますとともに、庁内の組織機構も改革し、新しくスタートいたしますので、議員各位のご理解を賜りながら住民サービスの向上を図り、たくましいまちづくりに反映していきますので、よろしくお願いを申し上げます。

私も当初より申し上げております指針としまして、1点目には、若い世代が住みたいと思うまちづくり。

2点目には、行財政改革に積極的に取り組むまちづくり。

3点目には、働く場所を確保し、農業、商工業、観光産業がともにたくましく育つまちづくり。

4点目には、教育、福祉の向上を図り、人が育つまちづくりなど、幅広くまちづくりに取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたしますのでございます。

また、近隣市町より、合併にかかるお話もいただいておりますことにより、竜王町においても今後の見通しもしっかりと見極め、議会と執行部が一体となって竜王町の将来像を研究していかなければならないと考えておりますので、議員各位のお力添えを賜りますことをお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうか、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書、および議会諸般報告書、ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いをいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（村井幸夫）** それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、9番 岡山富男議員、10番 西 隆議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（村井幸夫）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

これより、一般行政について、町長より、また教育行政について、教育長より、それぞれ方針表明の申し出がございますので、これを認めることにいたします。  
山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 平成17年度竜王町行政執行方針。

本日、平成17年第1回竜王町議会定例会を開会し、提出いたしました諸議案のご審議を願うことに当たりまして、新しい年度に向けた町政の執行方針についてを申し述べます。

21世紀に入り、はや5年目を迎えました。

そして、ことしは戦後60年という節目に当たる年であります。人間で言えば、還暦を迎えるわけであります。本町は、町制施行50周年を迎え、記念すべき、まさに新たな歴史の一步を刻む年ということでもあります。

また、阪神・淡路大震災からちょうど10年になります。この10年に見事に復興を遂げられました兵庫県の皆さんに敬意を表しますとともに、本町も琵琶湖西岸断層帯の地震や東南海・南海地震が予測されているだけに、改めて防災センターを基軸として地震防災に万全の備えをする必要があります。

県下では、平成の大合併と言われ、市町村合併が大きく進み、6つの新たな市が誕生しましたことはご高承のとおりであります。このように、2005年という年は極めて重要な節目の年に当たります。私は、竜王町の将来を見極め、この1年を改革の年としてスタートを切りたいと考えております。

我が国の地方自治体においては、昨年は今後の地方財政の運命を左右する大きな動きがありました。それは、三位一体改革であります。明治の改革、戦後の改革に次ぐ第三の改革とも言うべき地方分権改革は、平成12年施行された地方分権一括法で、国と地方が対等協力の関係を構築するとして、法制度が一定の整備がなされてましたが、権限に見合った税財源の移譲が課題となって残されました。

今回の三位一体の改革は、その税制度について地方への分権改革を行おうとする取り組みであります。これまで長く続いて税財政面での中央集権体制から、

歳入・歳出の両面で地方の自由度を高めることで、地方自治体の自己決定や自己責任の形を明確にして、創意工夫を凝らした施策を展開し、地域の独自性を反映した個性豊かなまちづくりを進めるための改革であります。

また、去年は異常気象が招いた、たび重なる台風の上陸や、新潟県中越地震、年末にはスマトラ沖大地震による大津波による被害など、日本のみならず地球規模で自然災害が多発し、自然の猛威を前に人間の力の限界をつくづくと思ひ知らされた年でもありました。

自然災害の発生は、人間の力で抑止することはできませんが、災害に備えてその被害を皆が、それぞれの立場で最小限に減すことは可能で、その「減災」という視点で被害を最小限にできる取り組みを速やかにしていかなければなりません。

本町は、第四次竜王町総合計画を基軸に、安全・安心のまちづくりを創出し、市町村合併等を視野に入れた「自律するたくましいまちづくり」を構築していかなければなりません。

さて、平成17年度の予算であります。過去の町政運営の中でも最も厳しい予算編成となりました。

本日、ここに平成17年度竜王町行政事務事業および諸会計予算の提案をさせていただきにあたりまして、町行政の運営につきまして、その基本方針を申し述べさせていただきます。

まず、基本といたしまして、竜王町は「緑と文化の町」を基本理念として町民憲章に則り、第四次竜王町総合計画を執行の基といたしまして、「田園文化が薫る郷」で「自律するたくましいまちづくり」を各分野において構築してまいりたいと存じております。

特に、豊かでたくましいまちづくりを着実に伸展させるために本町の特性を生かした地域産業の振興、社会福祉の充実、商業ゾーン計画、環境に配慮した諸施策の展開など、重要な行政課題につきましては、新たな取り組みも含め、鋭意取り組みをいたしてまいりたいと思っております。

まず、施策の大綱といたしまして、7項目を挙げました。

まず1点目には、安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくり。

2点目には、快適で潤いのある生活環境づくり。

3点目には、地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり。

4点目には、健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり。

5点目には、新しい時代を拓く魅力ある場づくり、人づくり。

6点目には、生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり。

7点目には、第四次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行などがあります。

行政の運営に当たっては、町民皆さまと行政との絆を一層深めまして、信頼と協働による開かれた行政運営を図ってまいります。

地方財政を取り巻く情勢は、ことのほか厳しく、全職員が一丸となりまして行財政改革の推進を図り、公務員としての倫理、使命を全うすることに努め、行政運営に当たる所存であります。

議員各位をはじめ、町民皆さまのさらなるご理解とご協力をお願いする次第であります。

まず1点目ではありますが、安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくりであります。

かつての風水害の歴史、大震災の記録や、近くには「阪神・淡路大震災」「スマトラ沖大地震による、大津波による被害」など、これらを教訓としての、被害に強い、また災害に強いまちづくりに鋭意努力をしていきたいと思っております。

このことによりまして、竜王町防災計画の見直し、天井川をはじめとする各河川の改良整備への活動、地域連帯の安全・安心のまちづくり、住民と自治区との連携体制、すべての住民の理解と意識の高揚への啓発であります。

また、大きい2点目では、快適で潤いのある生活環境づくりであります。

本町の特性や、これまでの生活環境重視の施策の取り組みをさらに充実・発展させ、農業、商工業や各家庭で省資源化、再資源化をより具体的な環境施策として積極的に推進をしてまいります。

また、新規住宅地の確保、さらには地域新エネルギー事業、木質系バイオマス資源の利活用とバイオマスの施設の建設促進であります。

なお、また交通アクセス等の日常生活の利便性の確保。緑地自然景観保全の整備、さらには自ら考え、自ら行うまちづくり事業の推進による地域の生活環境整備の促進などあります。

さらに、大きい3点目といたしましては、地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり。

我が国経済の低迷により、地域経済を支える基盤の悪化が当町にもあらわれ、



雇用の不安とともに失業者の増加となっています。

また、農業経済も所得の低下、商業にあっても隣接市町の大型店やコンビニ等の進出により、地元商業への影響が顕著にあらわれております。

こういったことによりまして、産業振興条例に基づく農業・商業・工業の支援および雇用の創出ならびに新規企業の立地と誘導に努めます。

また、新たな商業地ゾーン形成への施策検討、ならびに商工業の育成、指導などであります。

また、集落営農後継者対策、米の消費拡大、米政策大綱への対応等、農業施策の推進、ならびに果樹、野菜、畜産等、地場産業の振興など、農用地をはじめとする農村の総合的保全と農業・農村の伝統文化の伝承事業の推進などであります。

さらに、加えまして後継者ならびに町内産業従事者等の居住地に係る施策の推進であります。

次に、大きな4点目といたしまして、健やかに暮らせる健康福祉、子育て支援づくりであります。

今後も進む少子・高齢化の中、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備、さらに豊かな長寿社会を築くため、保健・福祉・医療の社会システムの構築を総合的に推進することが重要であります。

町民一人ひとりが生涯の各段階において、健やかで生活に安心が実感できる社会基盤の整備に努めたいと思います。

次に、次世代育成支援行動計画の推進も図ってまいります。

また、住みよい福祉のまちづくりに関する施策、施設の充実、啓発活動の推進。

また、地域福祉ネットワークの充実とボランティアの育成と活動の推進であります。

また、次には大きい5点目で、新しい時代を拓く魅力ある場づくり、人づくりであります。

社会の変化や時代の要請に的確に応える、力強く新しい時代を創造していく場づくりとして、たくましい人づくりが重要であります。

そのためには、お互いの人権尊重と男女共同参画社会の構築、学校教育はもちろんのこと、児童から老人に至るまでの全住民を対象とした生涯学習の推進施策等の充実が必須であります。

なお、学校教育および生涯学習につきましては、教育長より「教育行政方針」

で詳細に説明をいたします。

人権教育、啓発事業の推進。

青少年の健全育成事業の推進。

また、さらには国際化、情報化の時代にふさわしい地域間交流等諸事業の推進などであります。

次に、健康増進と人の交流を図る住民総スポーツの振興であります。

次に、大きい6点目といたしましては、生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり。

本町の恵まれました文化遺産や豊かな自然を保全・継承し、住民主体の文化活動を支援するとともに、個性豊かな地域文化の創造と、薫り高い文化が脈々と息づくまちづくりに努めたいと思います。

また、文化を育む感性を養うための諸施策の効率的な施設運営を図るほか、歴史や文化遺産を生かしたまちづくりを推進してまいります。

古代より受け継がれた重要な歴史遺産、文化財の保存と渡来文化等歴史文化の継承に係る研鑽と資料の整備などであります。

次に、文化振興施設の活性化を図るため、ボランティア、NPO等の育成活動であります。

次に、大きい7点目といたしまして、第四次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行であります。

今日の地方自治体を取り巻く情勢は、折からの不況と、国の三位一体改革による自治体財政は非常に厳しく、市町村合併が推進される中、当町は第四次竜王町総合計画を基軸とした竜王町行政改革大綱ならびに竜王町自律推進計画のもと、当分の間、たくましく自律できるまちづくりを住民と一丸となり取り組み、行政事務のスリム化と効率化を図り、住民サービスの向上に努めることとあります。

また、外郭団体との人事交流や組織の統廃合を行い、組織強化に努めることでもございます。

次に、国・県等関係機関との連携強化と地方分権への体制整備。

竜王町行政改革大綱の促進。

竜王町自律推進計画の推進。

- ・地域再生。
- ・財政（構造）改革。

- ・行政改革。
- ・意識改革等々で、行政倫理の実践確立を図るとともに職員倫理規程の遵守と資質の向上を図り、竜王町住民サービスの向上に努めることを申し上げ、平成17年度竜王町行政執行方針といたします。

○議長（村井幸夫） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時26分

再開 午後 2 時40分

○議長（村井幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます

ここで、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。

山口町長。

○町長（山口喜代治） 初めにお断りを申し上げます。

先ほど、執行方針を述べさせていただきました。

私の不手際によりまして、深くおわびを申し上げます。

執行方針につきましては、皆様方のお手元に配付のとおりでございますが、この執行方針には変わりなく取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、どうか皆さま方の一層のご指導とご協力を賜りますことをお願いを申し上げます。私のおわびのごあいさつといたします。

○議長（村井幸夫） 岩井教育長。

○教育長（岩井實成） それでは、平成17年度の竜王町教育行政方針をご説明させていただきます。

改革の基盤は、人づくりにあり、国においては教育改革が進められております。時代や社会が激しく変化する中で、真に豊かで教養のある国として、さらに発展していくため、さまざまな課題を乗り越え、切磋琢磨しながら新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指しています。

竜王町におきましても、教育のあらゆる分野において、知・徳・体のバランスを保てる人としての資質を養い、人間力向上のための教育を推進していく必要があります。

近年、本町にも個別的な課題を有する幼児・児童・生徒への対応の必要性が高まり、一方では子どもたちの体験不足や社会性の欠如とともに、規範意識の希薄化が大きな問題となっております。国際化や価値観の多様化・複雑化が進む中で、国や県の動向を見極めながら、「人がまちをつくり、まちが人をつくる」

を信条に、人が育つまちづくりを推進していきます。

学校教育においては、学習指導要領のもとで、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、健康や体力など「生きる力」を育む教育を推進します。

また、教職員の危機管理意識の高揚とともに、子どもの安全確保体制の整備充実に努め、安全で安心な学校・園づくりを目指します。

保・幼・小・中学校・園をはじめ、保護者や地域、関係機関との連携し、新しい時代に生きる子どもの育成に努めます。

社会教育では、生涯にわたる生きがいや趣味、教養の学習活動への高まりに向けて、その機会の拡充と内容の充実が求められております。社会環境の変化に伴い、低下しつつある家庭および地域の教育力の回復、青少年の保護・健全育成・社会参加を支援します。

さらに、生涯にわたるスポーツ活動への取り組みが高まる中でスポーツ振興の一層の充実を図ります。

町民一人ひとりが自ら生き生きと輝いて、豊かに人生を送るため、学校教育と社会教育との融合を進め、生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学んだり、気軽にスポーツが楽しめる生涯学習社会のまちづくりを目指します。

このような認識に立ち、町民憲章のもと、地域社会の発展に尽くそうとする資質や能力を培うため、平成17年度の教育行政の基本目標を「新しい時代を拓く魅力あるたくましい人づくり」としました。

この目標を達成するためにの主要施策として、次の5つの柱を掲げ、関係機関・団体との緊密な連携のもとに、学校・家庭・地域社会と一体となった総合的な教育行政の推進に努めます。

その1つ目といたしまして、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現を目指す生涯学習社会の構築。

2、豊かな感性を培い、集団とのかかわりを重視した生活習慣を確立し、知的欲求や行動意欲を引き出す幼稚園教育の推進。

3、「生きる力」となる「確かな学力」と「豊かな心」、そして「健やかな体」を育む、信頼される学校づくり。

4、人づくり、まちづくりの基盤となる人権教育・啓発の推進。

5、家庭・地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成。

主要施策の1つ目といたしまして、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現を目指す生涯学習社会の構築といたしまして、人生、生涯現役時代を見据えた町民

個々の生涯学習を支援し、町民の芸術文化の向上ならびに生涯スポーツの振興・発展を目指すまちづくりの基盤となる生涯学習社会の構築が必要です。

そのため、学社融合の考えを大切にし、学校・園と家庭や地域社会、公民館、図書館や運動公園など、社会教育機関や施設、および社会教育団体との連携をさらに強化し、それぞれの特性を生かし、効果的な活動を推進します。

また、貴重な文化遺産、文化財の保護に努め、埋蔵文化財の発掘や資料整備など、歴史や文化資源を生かしたまちづくりの推進を図ります。

総合型地域スポーツクラブ「ドラゴンスポーツクラブ」もことし2年目に入ります。会員相互の輪も徐々に広がってきているところでございます。会員のニーズに合った教室の見直し、内容に工夫と検討を加えるとともに、スポーツクラブの一層の充実と自主運営に向けての行政支援、ならびに町民の体力向上と生涯スポーツの振興に努めます。

次に、豊かな感性を培い、集団とのかかわりを重視した生活習慣を確立し、知的欲求や行動意欲を引き出す幼稚園教育の推進でございます。

幼稚園では、少子化に対応しまして、早い時期から子どもたちに社会性を身につけさせるため、3年保育を実施し、多くの成果があらわれてきております。今後、さらにその充実を図るとともに、家庭との連携を深めながら幼稚園教育要領に基づき、遊びや体験を通して発達段階に応じた基本的な生活習慣や豊かな感性と道徳性の芽生えを培うことを重視した幼稚園教育を推進します。

特に、幼・小の連携をさらに強め、発達に応じて集団とのかかわりを重視した安全指導や生活習慣の確立を図るとともに、個々の子どもの「知りたい」「やってみよう」という知的欲求や行動意欲を引き出す指導を家庭と協力し合って推進をします。

3番目の「生きる力」となる「確かな学力」と「豊かな心」そして「健やかな体」を育む信頼される学校づくりでございます。

小学校、中学校では、学習指導要領に基づき、基礎・基本の着実に定着を図り、自ら考え、意欲的に学習に取り組み、主体的に判断し、行動できる「確かな学力」を育む教育を推進します。

また、家庭での学習習慣の確立や総合的な学習の時間の工夫に努め、国際理解教育の推進や情報教育を充実させます。

特別な教育支援を必要とする幼児・児童・生徒につきましては、新たに教育支援室を設置し、校園の体制を整え、子どもたちの個別の課題について相談機能

を高めるとともに、特別支援教育の充実に努めます。

「いのちの大切さ」と「人権尊重」を基盤に、発達段階に応じた生活習慣と規範意識の確立のために、道徳性・社会性を身につけるための道徳教育の充実に図ります。

健康と体力を保持増進し、進んでその能力を高め、運動に親しむ態度や習慣を身につけ、体を鍛えるとともに、たくましく生きるための基礎となる食育教育を充実し、家庭や地域の力を活かしながら健康増進のための教育を展開していきます。

自然災害や交通事故、不審者に備えての安全教育の推進と「自らの命は自ら守る」を基本に、安全意識の高揚に努めます。あわせて、ソフト、ハードの両面から学校・家庭・地域が連携した安全で安心な学校づくりを推進します。

4つ目の、人づくりまちづくりの基盤となる人権教育・啓発の推進でございます。

本町では、まちづくりの基本理念に「人権尊重」を掲げ、生涯学習づくりの中で町民自らが人権意識の高揚と確立のため、生きがいある充実した生活の実現を目指しております。

平成7年8月に「竜王町人権尊重のまち宣言」を制定以来、「竜王町人権尊重のまちづくり条例」の制定や「人権教育のための国連10年竜王町行動計画」を策定してきました。

平成15年度には、「竜王町人権教育・啓発基本方針」を「同和教育の深まりから人権教育への広がり」の視点から、改訂いたしました。それに基づき、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題を正しく認識し、自らの生き方にかかわる重要な問題として受けとめ、人権尊重の精神を日常生活に具現化するよう、実践的態度の啓発を推進します。

そして、町民みんなが健康で心がふれあい、「生きる喜びや幸せ」が実感でき、将来にわたって展望を持ち、住みたくなる「住みよいまちづくり」の実現に努めます。

5番目の、家庭・地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成でございます。

どんな時代にあっても、いかに生活様式が変わっても、家庭は一家団らの場であり、子育ての場であることに変わりありません。親子の対話や家族との触れ合いを大切にし、子どもの居場所づくりに努めなければなりません。発達に応じたしつけを行い、基本的な生活習慣や社会のルール、マナーを身につけさ

せるとともに、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

地域社会では、学校週5日制の実施により、子どもたちが地域で過ごす時間が多くなってきた状況を踏まえ、地域での子育て支援の大切さをみんなで認識し、地域の教育力の向上も図ります。

さらに、学校で身につけた学力をより確かなものにするために、またそれが生活体験・社会体験・自然体験を通して「生きる力」となるよう関係機関・団体との連携強化のもとに推進をします。

そして、地域における子育て支援の輪を広めるとともに、これからの竜王町を担う青少年の健全育成に、より一層充実した活動を展開していきます。

こうした5つの施策を常に意識しながら、竜王町教育行政として一層の高まりを目指していきたいと思えます。

主要施策における施策と具体的努力事項につきましては、以下のとおりでございますので、よろしくご一読いただきまして、以上、簡単ではございますが、教育行政方針の概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご指導とご指摘くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（村井幸夫） 以上で、一般行政執行方針ならびに教育行政執行方針の表明を終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

|       |      |                                                                |
|-------|------|----------------------------------------------------------------|
| 日程第3  | 議第1号 | 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例                                        |
| 日程第4  | 議第2号 | 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例                                         |
| 日程第5  | 議第3号 | 竜王町個人情報保護条例                                                    |
| 日程第6  | 議第4号 | 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例                       |
| 日程第7  | 議第5号 | 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8  | 議第6号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例                                           |
| 日程第9  | 議第7号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例                                               |
| 日程第10 | 議第8号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                         |
| 日程第11 | 議第9号 | 竜王町文化財保護条例の一部を改正する条例                                           |

|       |       |                                                                 |
|-------|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 日程第12 | 議第10号 | 竜王町文化財保護審議会設置条例の一部を改正する条例                                       |
| 日程第13 | 議第11号 | 日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議第12号 | 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第15 | 議第13号 | 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第16 | 議第14号 | 竜王町法定外公共物管理条例                                                   |
| 日程第17 | 議第15号 | 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例                                             |
| 日程第18 | 議第16号 | 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第6号）                                          |
| 日程第19 | 議第17号 | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）                            |
| 日程第20 | 議第18号 | 平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）                                     |
| 日程第21 | 議第19号 | 平成16年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）                                      |
| 日程第22 | 議第20号 | 平成17年度竜王町一般会計予算                                                 |
| 日程第23 | 議第21号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算                                   |
| 日程第24 | 議第22号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算                                   |
| 日程第25 | 議第23号 | 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算                                         |
| 日程第26 | 議第24号 | 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計                                             |
| 日程第27 | 議第25号 | 平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算                                            |
| 日程第28 | 議第26号 | 平成17年度竜王町介護保険特別会計予算                                             |
| 日程第29 | 議第27号 | 平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算               |
| 日程第30 | 議第28号 | 平成17年度竜王町水道事業会計予算                                               |
| 日程第31 | 議第29号 | 滋賀県自治会館管理組合理約の変更について                                            |
| 日程第32 | 議第30号 | 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について                                         |
| 日程第33 | 議第31号 | 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について                                         |

○議長（村井幸夫） 日程第3、議第1号から日程第33、議第31号までの31議案を一括議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま、一括上程をいただきました議第1号から議第31号までの31議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第1号 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、今般、地方公務員法の改正に伴い、同法第58条の2の規定に、地方公共団体における人事行政の運営状況を住民に公表することにより、その公正性、透明性を高めることを趣旨として条例を定めることになりました。

については、平成17年4月1日の法施行に伴い、条例を制定するものでございます。

次に、議第2号 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、現在、町内の公益法人では、町の委託を受けて行っている業務、または町と共同で行っている業務等がありますが、当該法人に町職員を派遣することにより、竜王町の事務ならびに事業をさらに効率的、かつ効果的に実施することを目的に本条例を制定するものでございます。

次に、議第3号 竜王町個人情報保護条例につきましては、近年、情報化社会の進展により、利便性は向上していますが、その反面、個人情報本人の知らないうちに利用されたり、漏れたりする恐れなど、プライバシーの侵害に対する不安感が高まっています。

このため、平成15年5月に個人情報保護法ならびに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が公布され、平成17年4月の施行により、本町においては個人情報保護庁内検討委員会を設置し、個人情報保護制度に関し、協議を重ねてきました。については、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めるとともに、本町が保有する自己に関する個人情報の開示・訂正・削除・利用停止を請求する権利を明らかにし、もって個人の権利・利益の保護を図り、公正で信頼される行政の推進に寄与するため、本条例を制定したく、本議案を提出するものでございます。

なお、本条例の制定に伴いまして、竜王町電子計算組織にかかわる個人情報の保護に関する条例については、廃止するものでございます。

次に、議第4号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、去る1月13日に竜王町特別職報酬審議会条例第2条の規定に基づき、町長・助役・教育長・議会議員の報酬に

ついて諮問をして、1月27日付で竜王町特別報酬等審議会より答申を受けたところです。この答申によりまして、まず竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部改正で、報酬の額を町長は月額74万5,000円を70万円に、助役は月額62万円を60万1,000円に改正し、平成17年4月分から平成20年3月分までの間、改正月額額から100分の4に相当する額を減じることを付則に掲げる改正を行います。

次に、竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務状況に関する条例の一部改正で、教育長の報酬の額を月額58万円を56万3,000円に改正し、平成17年4月分から平成20年3月分までの間、改正月額額から100分の2に相当する額を減じることを付則に掲げる改正を行います。

次に、竜王町の議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正で、議会議長は、月額31万円を30万1,000円に、議会副議長は月額23万3,000円を22万6,000円に、議会議員は月額20万7,000円を20万1,000円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、議第5号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、まず竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正では、非常勤の委員の一部改正と費用弁償の中の日当の支給区域の一部改正を行うものです。

また、竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正では、費用弁償の中の日当の支給区域の一部改正を行うものです。

次に、議第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第227条の規定に基づき、特定のもののためにする事務についてする手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、条例によってこれを定めることとなっておりますことから、本条例が定められております今回印鑑登録および証明に関する条例に基づく登録証の交付や証明書の交付、また住民基本台帳法、外国人登録法に基づく住民票などの写しの交付、税務証明、行政証明につきまして見直しをさせていただきました。

本手数料については、昭和59年4月に100円から200円へと改定がされてより、20年間改定がなされておられませんことから、今回、物価の上昇や社会情勢の変化により、広く公共料金等審査委員会に諮り、答申をいただきました。

長年、200円としてサービス提供をさせていただいてまいりましたが、以上申

し上げました理由により、200円から300円に改正をさせていただきたいと思う  
ものであります。

改正後の条例は、啓発期間が必要でありますので7月から施行をするものでご  
ざいます。

次に、議第7号 竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、不動産  
登記法の前文改正に伴います竜王町税条例の一部改正でございます。

改正の内容は、不動産登記法の改正によりまして、土地登記簿など、ならびに  
建物登記簿が登記簿に改められたこと等によりまして、税条例の文言整理をす  
るものでございます。

固定資産税の納税義務者等の規定箇所等でございますので、施行日は公布の日  
からとさせていただきたく提案するものでございます。

次に、議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまし  
ては、主に国民健康保険税の税率でございます。

ご承知いただいておりますとおり、国民健康保険税の税額は所得割、資産割、  
均等割および平等割をもとに算出することとしておりますが、そのすべての税  
率を改正いたしまして、あわせて税の減額規定の見直しをいたしたく提案させ  
ていただくものでございます。

まず、国民健康保険事業の特別会計の状況でございますが、近年、歳入面にお  
きましては、景気の低迷により課税所得が横ばい状態でありますことや、若年  
加入者や早期退職等の加入、または扶養認定から外された高齢者の加入の増加  
など、無所得者層の増加によりまして税額の伸び悩みが続いております。

また、一方、歳出面におきましては、近年の医療費の伸びが著しく、特に平成  
17年度の国保の歳出決算が4億6,000万円でありましたが、平成15年度の決算を  
見ますと、7億4,000万円と、実に2億8,000万円の増加で、率にしますと1.61  
倍となっております。

こういった状況から、平成15年度においては医療費の急激な増加を国民健康保  
険財政調整基金の取り崩しにより充当してまいりました。

また、平成16年度においては、一般会計から繰出金として5,000万円の財源補  
てんをお願いさせていただき、何とか決算収支が合うように最善の努力をさせ  
ていただいているところです。

平成17年度予算については、国民健康保険運営協議会の委員さんにもお諮りし、  
不足する財源につきましては国民健康保険税は医療費に対する目的税でありま

すので、今回、税率改正をご検討願ったものでございます。全国的な傾向であると聞いておりますが、多くの健康保険組合が運営難にあるとのことで、国においては平成19年度において健康保険法の抜本的な改正が予定されており、国民健康保険法も同じく見直しがされる予定であります。

今回の改正では、県下の状況等も勘案しまして、資産割の税率を下げ、所得割、均等割、平等割の税率を上げるものでございます。

また一方、そうしたことに合わせまして応益割をほぼ45%として、今まで一定所得を超えない世帯への減額が6割と4割でございましたものを7割、5割、2割の減額となるよう一部改正するものでございます。

申すまでもなく、国民健康保険税は特定の経費に充当する目的で徴収する税でありますことを踏まえまして、今回、歳出に見合う税率に改正させていただくものでございます。今後は、ますます高齢化や高度医療が進展することによりまして、医療保険給付費の抑制を図ることは並大抵のことではございませんが、町民皆さまの健康づくりをしていただく環境づくりに努力を傾注するとともに、年々増加しております未納金の縮減につきましても毅然として対応していきたいと考えているものでございます。

次に、議第9号 竜王町文化財保護条例の一部を改正する条例につきましては、文化財保護法の一部を改正する法律が第159回国会において成立し、平成16年5月28日、法律第61号をもって公布され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。

法改正は、文化的景観の保護制度を設けることなど、文化財の保存および活用のための措置が大きく組み込まれたことにより、法律全体が大幅に改正され、条例改正は、その引用条文の整合性を図るため文言整理を主に改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、平成17年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第10号 竜王町文化財保護審議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、議第9号と同様に文化財保護法の一部を改正する法律が平成17年4月1日から施行されることになり、条例改正はその引用条文の整合性を図るために改めるものでございます。

次に、議第11号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計条例の一部を改正する条

例につきましては、平成17年2月11日をもって、八日市市、湖東町、愛東町、五個荘町、永源寺町の1市4町が合併され、東近江市が誕生したことに伴い、共同設置をいたしております社会教育主事特別会計条例の題名を五個荘町、永源寺町を削除し、「日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育事業共同設置特別会計条例」に改正を行うものでございます。

次に、議第12号 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、条例の題名を竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例を竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例に改め、題名の改正に伴いまして、条例中の「農村婦人」を「農村女性」、また「婦人の家」を「女性の家」に改めるものでございます。

竜王町農村婦人の家につきましては、昭和56年度に建設され、20数年経過をいたしました。農村婦人が生活改善について知識や技術の取得をする多目的な施設として建設されたところでございますが、時代の変革の中で男女共同参画型社会づくりが進められており、食料・農業・農村基本法にも女性の参画が示されましたので、今回、農村女性の家と改正させていただくものでございます。

さらに、長引く景気低迷や雇用情勢の悪化、さらには急速に進む少子・高齢化などにより、国、地方を通じて厳しい財政状況下にあつて、国が進めます三位一体の改革は、国も地方も自律的に行動することに、ねらいがあります。そのために竜王町は現在、自律推進計画を進めており、4つの柱として地域再生、財政構造改革、行政改革、意識改革を掲げ、たくましく自律したまちづくりを進めていくところでございます。

この改革の柱の1つであります財政改革の取り組みの中で、今後も竜王町が健全で持続的な発展を続けるための使用料の見直しを進めております。今回、その1つとして竜王町農村女性の家の使用料を町内各種の公共施設に準じて使用者負担をお願いいたしたく、またあわせて使用料の減免を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例につきましては、平成17年7月1日から施行するものでございます。

次に、議第13号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、議第12号でご説明申し上げましたように自律推進計画の柱の中の1つであります財政構造改革の取り組みの中で今後も竜王町が健全で持続的な発展を続けるために使用料等の見直しを進めており、今回そ

の1つであります竜王町勤労福祉会館の使用料を町内各種公共施設に準じて受益者負担をお願いいたしたく、現行の無料施設から有料施設に変更したく、またあわせて使用料の減免を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

本施設は、平成3年4月1日より、竜王町の勤労者の福祉の向上を図り、もって地域社会の発展と産業の振興に資することを目的に設置いたしましたものであります。

設置当時は、町の公共施設等において会議等で使用していただく施設が町公民館、婦人の家に限られておりましたことから多くの方々のご利用をいただくために無料となっております。

以後、町では多くの公共施設整備、設置をいたしてきましたが、これら類似施設は受益者負担の原則に則り、有料施設としてまいりましたことから、今回これらの施設との均衡を図るため有料施設とするものであります。

なお、この条例につきましては、平成17年7月1日から施行するものでございます。

次に、議第14号 竜王町法定外公共物管理条例につきましては、平成12年4月1日から地方分権一括法が施行され、機関委任事務が廃止され、国土交通省所管の里道水路等は、その財産を無償で町に譲与し、平成17年4月1日より、自治事務として、町において管理しなければならなくなりました。これにより、通常、県で行われていました普通河川取締条例に伴う、つけかえ工作物の設置専用等の行為の制限、および里道水路の官民境界確定協議、用途廃止等がすべて、町において処理することとなりました。

このことから、竜王町法定外公共物を管理するための条例を提案させていただくものでございます。

次に、議第15号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、平成8年8月24日にドラゴンハット、平成12年7月19日にドラゴンスポーツセンターの供用開始に伴い、その利用にかかわり、今日まで利用者等の要望を踏まえ、平成13年3月に使用料の改定をさせていただきました。オープン以来、今日まで126万人の利用を見ております。

今回の改正は、本町のたくましいまちづくりのために取り組みを進めております自律推進計画の一環として取り組んだものでございます。利用者の応分の負担を徴収する中で、条例第11条に掲げる別表第3中、2の使用料の無料については、行わないこととするものでございます。

以上、議第1号から議第15号までの15議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第1号から議第3号、議第14号につきましては、詳細について担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議賜り、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 申しわけございません。訂正をさせていただきます。

議第11号の中で、日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事のところを事業と申したそうでございますので、訂正をいたします。8ページでございます。「事業」と申しましたところを「主事」と訂正させていただきます。

○議長（村井幸夫） 北川総務課長。

○総務課（北川治郎） それでは、議第1号 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきまして、詳細をご説明申し上げます。

まず、第1条には趣旨を、第2条には任命権者の報告時期を、第3条には任命権者報告事項を、第4条には公平委員会の報告を、第5条には公平委員会の報告事項を、第6条には公表の時期を、第7条には公表の方法を、第8条には委任事項を定めております。

このように職員の任免や勤務条件、給与の状況、分限や懲戒処分、勤務、研修等の状況等を公表することにより、公正性、透明性を高めるために新たに条例を制定するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

続きまして、議第2号 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例につきましてご説明申し上げます。

まず第1条では趣旨を、第2条第1項では、職員を派遣する公益法人について、同条第2項では派遣をできない職員について、同条第3項では派遣に係る職員の福利厚生に関することや派遣先団体における業務の状況に関することについて、第3条では、派遣職員の職務への復帰について、第4条では派遣職員の給与について、第5条では職務に復帰した職員に関する竜王町職員の給与に関する条例について、第6条では派遣職員の復帰時における処遇について、第7条では企業職員、または技能労務職員である派遣職員の給与の種類について、第8条では任命権者の報告義務について、それぞれ定めています。

また、公益法人への派遣につきましては、竜王町職員の身分のまま派遣できる

ことになっておりますが、派遣の期間中は原則的に給与を支給しないことになっております。ただし、派遣先において従事する業務が町の委託を受けて行う業務であったり、町と共同して行う業務、もしくは派遣の実施により、町の事務や事業が効率的、効果的に図られると認められる場合は条例の定めるところにより給与を支給できるとされております。

本条例は、職員の公益法人への派遣を円滑に進めるために制定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

続きまして、議第3号 竜王町個人情報保護条例につきましてご説明を申し上げます。

近年、情報処理技術や通信技術の飛躍的な発展により、大量の情報を瞬時に処理することが可能となり、社会の至るところで情報が流通しております。これらの情報の中には、個人に関するものが含まれており、個人情報的大量に収集、蓄積、利用をされております。

このような高度情報化社会の進展は、住民にとって生活が便利で豊かになる反面、情報が予期しない形で集められたりして利用されているのではないかとということや、また個人の権利利益が侵害されているのではないかとといった不安感を生じさせています。

竜王町におきましても、各種行政サービスを行う上で大量の個人情報を取り扱っております。また、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働や電子自治体構築に向けてITの恩恵を町民の皆さまが享受できるサービスを構築していく上で個人情報の保護について必要な措置を講じて、不安や懸念を解消する必要があります。

竜王町個人情報保護条例につきましては、今日まで電子計算機による事務処理だけでなく、保有するすべての個人情報の適正な取り扱いの確保に関する事項を定めるとともに、個人情報の開示等を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、町政の公正・適正な運営を図ることとしております。

それでは、個人情報保護条例についての説明でございますが、第1条から第5条までを総則として定めております。

第1条につきましては、個人情報の適正な管理に努め、個人の権利利益の保護および町民に信頼される町政の適正な運営に資することを目的として定めてお



ります。

第2条につきましては、本条例による用語の意義を定めており、実施機関として町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会とし、第3条においては個人情報の保護に関し、必要な措置を講じるよう実施機関の責務として定めております。

第4条および第5条につきましては、実施機関以外の事業者ならびに町民の方々に対しても適正な管理に努めていただきますよう定めているものでございます。

第6条から第12条につきましては、個人情報の取り扱いとして、第6条では実施機関の保有する個人情報取り扱い事務を取りまとめ、実施機関自らが管理する個人情報を明確にし、管理を行うものでございます。

第7条は、実施機関が個人情報を収集するに際して規定するもので、第8条におきましては、保有する個人情報を実施機関の事務を行う上で利用、および提供する制限を定めたものであります。

第9条は、電子計算組織の結合による提供の制限を定めたもので、竜王町電子計算組織に関する個人情報の保護に関する条例の結合の制限の規定を明記したものであります。

第10条は、保有する個人情報を正確、かつ最新の状態に保つよう、維持管理において定めたものであり、第11条および第12条につきましては、業務委託先および指定管理者において、個人情報の適正な管理に努めるよう定めるものであります。

第13条から第24条につきましては、個人情報の開示を規定したもので、第13条は実施機関が保有する個人情報の開示請求権を定めております。

第14条は、開示請求の手續によるもので、第15条につきましては、開示請求があったときの開示義務を定めており、第16条は不開示情報が含まれているとき、当該部分を除いた部分を開示する部分開示を定めているものです。

第17条は、公益上、必要があると認めるときに開示できる裁量的開示を定めているもので、第18条につきましては個人情報の存否に関する情報で、存否確認のみで開示することとなるときは、開示請求を拒否できる定めであり、第19条は開示請求に対する措置として書面による通知を定めております。

第20条は、開示決定の期間を定めており、第21条は開示する個人情報が著しく大量である場合の開示期限の特例を定めているものであります。

第22条は、開示請求に係る個人情報に、第三者に関する情報が記録されている場合に、第三者に対する意見書提出の機会の付与を定めるもので、第23条は、開示の実施方法を、また第24条は個人情報の開示に係る費用を実費の範囲で負担する規定であります。

第25条から第29条につきましては、個人情報の訂正を規定したもので、第25条は開示した個人情報にあやまりがあるときの訂正請求について定め、第26条はその訂正請求の手続きを定めているものであります。

第27条は、訂正請求による決定の通知を、また第28条は訂正決定の期限を定め、第29条については、訂正決定の期限の特例を定めているものであります。

第30条から第34条につきましては、個人情報の利用中止を規定し、第30条は実施機関が保有する個人情報が違反して収集されたとき等、利用の停止もしくは消去等の請求ができることを定めたもので、第31条はその利用中止請求の手続きについて定めているものであります。

第32条は、利用中止請求による通知を、また第33条は利用中止決定の期限を定め、第34条については利用中止決定の期限の特例を定めているものであります。

第35条から第45条につきましては、行政不服審査法による不服申立および竜王町個人情報保護審査会を規定し、第35条は開示決定、訂正決定、利用中止決定に係る不服申立を、第38条でご説明します竜王町個人情報保護審査会に諮問することを定めております。

第36条は、不服申立人等に諮問した旨を通知することを定めたもので、第37条は第三者からの不服申立を棄却する場合の手続きを定めているものであります。

第38条は、不服申立等に規定する諮問において審議する機関として、竜王町個人情報保護審査会を置くもので、第39条は本審査会の調査権限を定めているものであります。

第40条は、本審査会における不服申立人等からの意見陳述を定め、第41条は不服申立人から本審査会へ意見書等が提出でき、第42条は本審査会指名による委員の調査手続きを定めているものであります。

第43条は、不服申立人等は本審査会に提出された意見書等の閲覧について定め、第44条は調査審議手続きの非公開を定めており、第45条は諮問に対する答申の送付と公表を定めているものであります。

第46条から第51条につきましては、補足としての規定、第46条は保有する個人情報の取り扱いに関する苦情処理について定め、第47条は開示・訂正・利用

中止の請求および不服申立があった場合に、その概要を公表する定めであります。

第48条は、他の制度との調整で統計法、図書館資料、刑事訴訟法等によるものを本条例の適用外と定め、第49条は事業者に関し、不適性である場合の指導および勧告を定めているものであります。

第50条は、町が出資する法人、その他団体に対し、個人情報の実施に関し必要な支援を行い、第51条は本条例の施行に関し必要な事項は実施機関が定めることへ委任するものであります。

第52条は、罰則規定でありまして、実施機関の職員、受託業者、指定管理者および個人情報保護審査会に適用し、不正な利用を図る目的や正当な理由がないのに個人情報を提供等した場合に罰則を設けるものであります。

また、不正な手段により開示を受けた場合でも、その制裁として過料を科すものであります。

付則として、この条例は平成17年4月1日から施行するもので、経過措置として第6条第1項の個人情報取り扱い事務の登録手続きにつきましては、公布から施行期日まで取りまとめる期間がないことから、施行後速やかに各所管において登録作業を進めるため、読み変えるものであります。

なお、竜王町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例は、本条例に取り入れましたので、今回、廃止するものであります。

本条例について、ご説明申し上げましたが、住民から信頼されるまちづくりを進めるため、職員一人ひとりが個人情報保護制度を十分に認識し、日常の業務で実行していくことが必要となりますので、本条例の趣旨をご理解いただき、ご説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 小西建設計画課長。

**○建設計画課長（小西久次）** ただいまから、町長から議第14号 竜王町法定外公共物管理条例につきまして提案を申し上げたところでございますが、さらに内容の詳細につきましてご説明申し上げます。

国道、県道、町道は道路法で、一級河川等は河川法等の適用を受けていますが、それら法の準用を受けない公共物として里道、水路等があります。

地方分権推進の一環として、これまで国有財産部局長として知事が管理してきた里道、水路等が無償譲与され、平成17年4月1日より、それらを地方自治法第238条に定める公有財産として町が管理することになりました。

今回、これらの管理するための条例を制定するものです。

第1条は、目的。

第2条は、定義。

第3条は、町長の責務。

第4条は、町民等の責務。

第5条は、禁止行為。

第6条は、使用の禁止、または制限。

第7条は、使用等の許可。

第8条は、国等の特例。

第9条は、許可の期間等。

第10条は、使用料の納付。

第11条は、使用料の減免。

第12条は、使用料の還付。

第13条は、管理義務等。

第14条は、権利譲渡等の禁止。

第15条は、地位の承継。

第16条は、許可の失効。

第17条は、原状回復。

第18条は、損害賠償。

第19条は、監督処分。

第20条は、立入調査等。

第21条は、協議による境界の確定。

第22条は、用途廃止。

第23条は、委任。

第24条は、罰則。

第25条は、両罰規定と定めております。

付則では、1つとして、施行期日は平成17年4月1日から。

2つとして、滋賀県普通河川取締条例により、既に滋賀県で許可され、継続となっているものがあり、県条例が3月31日で廃止されることにより、平成18年3月31日までは条例の相当規定として許可を受けたものと見なす。

3つとして、既に許可なり、里道、水路に既設の専用物件等があり、地元自治会と調整が必要なことから、平成17年度中の使用料は、これを免除するとして

おります。

あわせて、第10条、使用料につきましては、町道等で既に決定しております道路専用料等徴収条例を、また水路につきましては滋賀県流水専用料等徴収条例を準用し、定めた額としております。

さきに竜王町公共料金等審査委員会に諮問し、妥当であるとの答申を受けております。

以上、簡単ではございますが、竜王町法定外公共物管理条例についての説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 次に、議第16号から議第19号までの4議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議第16号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第6号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第5号）までの歳入歳出予算現計額が53億6,200万円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ9億1,073万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,273万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、各事業費、事業量の確定ならびに節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金などの歳入ならびに歳出予算の調整をさせていただくものや、カントリーエレベーターの建設、トレサビリティシステム導入に対する補助金の増額などがございます。

また、法人町民税、町たばこ税、普通交付税の増収による歳入増により、財政調整基金への積み立てを行い、財政状況の大変厳しい折でございますので、翌年度へ財源留保に努めるものでございます。

さらに年度末を迎え、各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延いたしておりますものが見受けられますことにより、翌年度に繰り越しして執行させていただく繰越明許費の措置をお願いするものでございます。

次に、議第17号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算第1号までの歳入歳出予算現計額が7億8,312万3,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ1,635万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,947万5,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費等退職被保険

者高額医療給付の増加に伴います医療費の増額などを精査し、医療給付費を最終調整させていただくものでございます。

歳入につきましては、保険給付費に見合う国民健康保険税の増額、国庫支出金の財政調整交付金の増額、社会保険診療報酬支払基金からのルール分の増額により、充当、補正するものでございます。

次に、議第18号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算第1号までの歳入歳出予算現計額が8億8,504万7,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,224万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容は、県流域下水道工事の減少によります町負担金の減額、および支払いに充てます流域下水道事業債の減額でございます。

また、これにあわせまして、第3表の地方債限度額も減額させていただくものでございます。

さらに、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、竜王町特定環境保全公共下水道事業9,241万7,000円の繰越明許をお願いするものでございます。つきましては、施工法の再検討に時間を要したことと、予算執行調整等により、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、議第19号 平成16年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算第1号までの歳入歳出予算現計額が4億6,158万5,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ323万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,482万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、介護保険認定者数の増加に伴います介護サービス利用者の増加による保険給付費の増額補正および年度の最終調整をさせていただくものでございます。

歳入につきましては、保険給付費に見合う国・県支払基金など、現在、内示を受けておりますルール分の補正でございます。

以上、議第16号から議第19号までの4議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第16号につきましては、詳細について担当より説明をさせますので、どうかよろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） 佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司） 平成16年度竜王町一般会計予算の総額は、補正予算第5号までの歳出予算現計額が歳入歳出それぞれ53億6,200万円とお認めをいただいております。今回、補正予算第6号として歳入歳出それぞれ9億1,073万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,273万円とするものでございます。

今回の補正は、主に事業費の確定や決算見込みによる精査の結果、予算調整をさせていただくもの、ならびに県補助金の追加などによるものでございます。

まず、歳入予算では、町民税の法人税割が3億2,000万円の増額、固定資産税が2億2,000万円の減額、町たばこ税が6億円の増額、地方道路贈与税が100万円、ゴルフ場利用税交付金が250万円の、それぞれ減額。普通交付税が439万1,000円の増額でございます。

交付予定事業者の事業申請の取りやめにより、既存施設活用介護施設等整備事業費県補助金が500万円の減額、決算見込みにより保育所運営費負担金が426万9,000円、児童手当の対象範囲拡大に係る制度の確定により、厚生年金加入者就学前特例給付国庫負担金が1,396万円、厚生年金加入者就学前特例給付県負担金が349万円の、それぞれ減額。

被用者小学校第3学年修了前特例給付国庫負担金が660万3,000円の増額、カントリーエレベーターの建設に伴います農業生産総合対策事業県補助金が4,175万円、トレサビリティシステム導入促進対策事業費県補助金が6,765万円の、それぞれ増額。

事業費の減少により、農村総合整備事業県補助金が1,057万円の減額、埋蔵文化財発掘調査費受託金が715万1,000円の減額、市町村振興協会市町村交付金が229万9,000円の増額、平成15年度からの繰越金1億4,602万4,000円の増額などとなっております。

次に、歳出予算の主なものとしたしましては、予算の組みかえにより、し尿処理料金徴収業務委託料369万円を減額し、同額を八日市衛生プラント組合負担金に増額、企業誘致特別措置適用事業者の指定に伴います奨励金1億5,000万円の増額、事業年度の見直しにより、くすのき施設整備事業費補助金458万3,000円を減額、交付予定事業者の事業申請の取りやめにより、既存施設活用介護施設等整備事業費補助金を1,000万円の減額、決算見込みにより福祉医療扶助費850万円を増額、児童手当扶助費を984万5,000円、老人保健事業委託料359万7,000円の、それぞれ減額、カントリーエレベーターの建設に伴います農業生産総合

対策事業補助金を4,175万円、トレサビリティシステム導入促進対策事業費補助金を6,765万円の、それぞれ増額、事業費の確定により農村総合整備事業が農道整備工事費など、1,341万6,000円の減額、県営事業賦課金の繰上償還により、日野川流域土地改良区負担金が430万4,000円、県補助金の確定による事業費の減少により、日野川用水施設管理協議会負担金が356万1,000円の、それぞれ減額、事業の確定により、県単独土木建設事業負担金が418万円の減額、埋蔵文化財発掘調査受託事業が715万3,000円の減額、予算調整による剰余金と合わせ、企業誘致特別措置によります税の増額分を積み立てることにより、財政調整基金積立金が7億1,900万円の増額などでございます。

次に、第2表繰越明許費でございますが、平成16年度中に事業執行を予定いたしておりますものの一部の事業におきまして、事業内容の詳細検討に時間を要したことにより、年度内執行が困難となり、平成17年度に繰り越しして事業執行いたすものでございます。したがって、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費として防災まちづくり事業の岡屋地区防火水槽設置工事700万円について繰越明許措置をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成16年度竜王町一般会計補正予算(第6号)の概要を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

**○議長(村井幸夫)** この際、申し上げます。

ここで、午後4時10分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時10分

**○議長(村井幸夫)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山口町長。

**○町長(山口喜代治)** 続きまして、議第20号から議第27号までの平成17年度予算9議案につきまして、提案理由を申し上げます。

平成17年度予算は、私が昨年6月に町長に就任させていただいて初めて編成させていただき予算でございます。国の三位一体の改革をはじめとする行財政改革と今日の厳しい地方財政状況の中で予算編成に取り組みさせていただきました。

私は、地方分権型社会の到来により、これからの地方自治体のあり方が問われているときにあって、竜王町独自のキラリと光るまちづくりを掲げさせていた



だいております。そのために行財政改革にも積極的に取り組みを進めてまいりました。近隣が合併をしていく中で、本町は自律のまちづくり推進のご決定をいただいているところであり、そのためには行財政改革の推進による行政のスリム化がぜひとも必要であります。

今日まで行財政改革を柱とした自律推進計画の策定に向け、鋭意取り組みを続け、たくましいまちづくりのため努力をいたしておるところでございます。平成17年度は、自律推進計画のスタートの年であり、そういった意味で計画に掲げます思いの芽出しとして若い世代が住みたくなる、魅力あるまちづくりのための総合計画の実施計画見直しや、地域再生へ向けた検討といった政策形成に係る予算についても積極的に計上させていただいたものでございます。

まず、議第20号 平成17年度竜王町一般会計予算でございます。一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ45億2,600万円と定めたものでございます。前年度と比較いたしますと、総額で3億5,400万円、率にして7.3%の減となるものでございます。本年度予算の重点的、また新規の内容につきまして政策の大綱別に申し上げますと、「安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくり」といたしましては、道路照明灯の修繕や防護柵の設置をはじめとする交通安全施設等の整備に努めます。

また、近年、子どもたちの学校や通学途上における安全確保が重要となっておりますが、通学の安全対策の一環として、小学生全員に防犯ベルの配布を行います。

さらには、地震災害等を想定した防災訓練の実施を行います。

「快適で潤いのある生活環境づくり」といたしましては、住民自治意識を高めるため、引き続き自ら考え、自ら行うまちづくり事業を推進いたします。

また、竜王町総合基本計画策定5年目を迎え、複合形生活拠点形成基本計画など、総合計画の実施計画の策定に向け、取り組みます。

さらに、生活交通手段である路線バスについては、コミュニティバスの運営委託により維持してまいります。

「地域に活力を与えるたくましい産業づくり」といたしましては、自律推進計画4本柱の第1番目に掲げております「地域再生」について、地域経済の活性化を図るべく国の新施策について名神竜王インター立地という地の利を活かしながら本町にいち早く取り入れるべく調査研究を重ね、優良企業の進出を積極的に推進いたします。

また、自律推進計画にもうたわれております経済財政諮問会議や地域力活用型産業創出検討会議を新たに設置し、地域力活用型の産業創出についての検討をしてまいります。

また、継続事業として21世紀型農ビジネス推進事業、農村総合整備事業、小口簡易資金の預託金の増額による金融枠の拡大などによる産業振興に努めます。

NHK大河ドラマ「義経」の放映など、地域資源を活かした体験型観光による着地型旅行観光活性化プロジェクト事業をさらに充実し、産業としての観光の発展を目指します。

「健やかに暮らせる健康福祉づくり」といたしましては、福祉施策としてタクシー運賃やガソリン費の助成により、障害者等の積極的な社会参加を促すとともに、昨年引き続き在宅重度障害者通所更生施設「くすのき」の整備に補助してまいります。

また、介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画など、新生き生き長寿プランの3年ごとの見直しを実施いたします。

「新しい時代を拓く魅力ある場づくり、人づくり」といたしましては、男女共同参画の時代にあって、本町の推進プランについてアンケートを実施する中で策定しております。環境と経済が両立する町を目指して取り組みを進めてまいりますエコタウン事業の推進や、少子化対策・子育て支援事業の推進を図ってまいります。

教育施策として中学生を姉妹都市でありますアメリカ・スーセーマリー市へ研修派遣することにより、次代を担う若者に見聞を広めていただきたいと考えております。

さらに、教育環境づくりとして、竜王小学校プール修繕、言葉の教室の改修、平成18年度から2カ年で計画しております中学校大規模改修の設計業務、竜王幼稚園便所等改修工事など、教育施設の維持整備に努めてまいります。

「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」といたしましては、町内外から多くの来場者を迎えております妹背の里や総合運動公園の管理運営を委託し、文化・スポーツに親しんでいただける環境整備に努めます。

また、生涯学習の拠点として位置づけられております公民館の耐震診断業務を行います。

「その他」の取り組みといたしまして、町勢要覧の作成、町制50周年記念事業の実施を行ってまいります。

以上が主な取り組みでございますが、これから市町村合併新法と三位一体の改革が強化されるに従い、今後さらに地方財政は厳しいものになってくるものと思われまふ。このような時期、住民の皆さまにはご負担やご辛抱をお願いするようなことも出てこようと考へておりますが、自律したたくましいまちづくりを目指す本町では、昨年、各字を回らせていただきました「町長と語る懇談会」でいただきました多方面からのご意見や、本年2月に実施させていただきましたまちづくりに対する住民意向アンケート調査等を踏まえまして、住民本意の行政執行に取り組んでまいる所存であります。

また、住民皆さんとの協働により、分権型社会にふさわしい真の住民自治確立と、この難関突破に向け、地域再生、行政改革、財政改革、意識改革を柱に自律推進のための改革を推し進めてまいりたいと考へております。

以上、一般会計に予算計上いたしました重点的な取り組み施策につきましてご説明申し上げましたが、いずれにいたしましても議員各位、ならびに住民皆さま方の格別のご理解とご協力を賜りながら鋭意取り組んでまいりたいと存じております。

次に、議第21号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,400万円と定めたものでございます。

これは、平成16年度の当初予算と比較いたしますと、3,500万円、4.9%の増となるものでございます。

歳出の保険給付費では、8,022万6,000円の増加でございますが、この要因につきましては景気低迷により社会保険から国保への被保険者の移行と、退職被保険者の増加による保険給付費が伸びたことが主な要因であります。

一方、老人保健拠出金は、平成14年10月の老人保健法等の改正により、適用年齢が70歳から75歳に引き上げられたことによる被保険者の減少による医療費の減少により、5,635万4,000円の減となっております。

介護納付金については、社会保険診療報酬支払基金への納付金で1,087万9,000円の増額で、介護サービス給付費の増額に伴い、年々増加しております。

歳出に見合います歳入については、国民健康保険税と国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、一般会計からのルール分の繰り入れ等により充て運営しております。

国民健康保険の財政は、主に目的税であります保険税と国・県支出金が主な財

源であります。近年の医療給付費の急激な増加から収支バランスが崩れており、これは全国的な状況でもあり、不況が及ぼす収納率の低下や老健加入者の対象年齢を70歳から75歳に引き上げによる高齢医療の国保負担などが主な要因と見られております。

今後、国民皆保険を支える市町村国保は、高齢者や低所得者層の増加で依然厳しい財政状況にあることが全国的な状況であります。

本町におきましても、平成15年度に財政調整基金を取り崩し、また平成16年度は一般会計から繰り入れを行い、収支が合うよう最善の努力をさせていただいておりましたところでございます。

平成17年度予算の編成におきましては、財源確保に大変苦慮いたしておりましたが、やむを得ず医療費に対する目的税であります国民健康保険税の税率を改正させていただき、不足する財源を充当させていただきたいと思っております。

国保加入の皆さまの格別のご理解とご協力をお願いすることになりますが、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

次に、議第22号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科にありましては9,400万円、歯科にありましては6,100万円と定めたいものでございます。

平成16年度当初予算と比較いたしますと、医科では100万円、率にして1.1%の増額で、歯科では300万円、率にして5.2%の増額となるものでございます。

医科につきましては、昨年引き続き地域医療の拠点として診療を中心に疾病の早期発見、早期治療と経営の健全化に努力をしまいたいと考えております。

特に早期治療を実現するため、備品購入費用420万円を計上させていただき、簡易な血液検査測定装置を購入し、迅速な血液検査により、緊急を要する疾病に対処したいと思っております。

歳入については、繰入金として105万円を国庫支出金の特別調整交付金として国保の事業勘定から繰り入れ収入するものでございます。

歯科につきましては、歯科保健センター、歯科診療所等の修繕費として850万円を計上し、老朽化しております屋根の葺き替えや、トイレのバリアフリー化など、歯科診療に必要な応急的な修繕を行うもので、歳入の財源といたしまして財政調整基金を取り崩し、充当させていただくものでございます。

医科、歯科におきましても、今後とも地域医療の拠点として診療を中心に疾病

の早期発見、早期予防、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第23号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億8,400万円と定めたいものでございます。

平成16年度の当初予算と比較いたしますと3,200万円、率にして3.5%の減となるものでございます。

老人医療費につきましては、平成14年10月に老人保健法が改正され、対象年齢を70歳から段階的に75歳に引き上げられたことにより、対象者が減少したことによる影響が徐々に出ており、昨年より支出が減少しております。歳入予算についても支出に見合う交付金や国庫支出金のルール分でございます。

次に、議第24号 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,400万円と定めたいものでございます。

平成16年度の当初予算と比較いたしますと370万円、率にして5.5%の減となるものでございます。歳入といたしましては、給食費負担金が6,398万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と雑入で4,000円を計上いたしております。

歳出でございますが、給食事業費として6,400万円を計上いたしております。

次に、議第25号 平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,400万円と定めたいものでございます。

平成16年度の当初予算と比較いたしますと2,400万円、率にして2.7%の減となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区、2処理施設のさらなる効率的な維持管理と事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、平成17年度につきましても、さらに工事の完了した地区の供用開始を行い、皆さま方のご理解、ご協力をいただきまして水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の下水道管渠築造費は、3億4,883万5,000円を計上いたしまして、工事等を実施したいと考えております。

今後も下水道建設の推進に努力いたしまして、一日も早く全町下水道整備が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議第26号 平成17年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億円と定めたいものでございます。これは、平成16年度の当初予算と比較いたしますと、9,300万円、率にして22.9%の増となるものでございます。

増加の主な理由は、保険給付費において在宅介護サービス給付費が5,600万円と、昨年と比較いたしますと通所介護サービス、通所リハビリテーション等の利用が大きく伸びておりますことと、施設介護サービス給付費が2,900万円の増額となっており、施設サービスの利用が若干ふえたことによる増額予算となったものでございます。

また、介護保険認定者数は、昨年と比較しますと306人で21%の伸び、介護サービス利用者数は261人で24.3%とともに伸びておりますことから、介護サービスの利用についても増加するものと予想した予算編成をしております。

歳入につきましては、保険給付費用に伴います国庫補助金や支払基金交付金など、国のルール分の増額や一般会計から繰入金のルール分が増額となっております。

介護保険事業計画は、制度運営の基本となるものであり、3年間を財政運営期間として平成14年度に第2期計画策定をし、平成17年度に第3期の見直しを行う予定であります。この間に財源不足を生じる場合の補てん財源として、介護保険給付費準備基金を積み立てておりますことから、今回の基金繰入金として1,079万5,000円を取り崩し、収入財源とするものでございます。

平成14年度に高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しをしていただいたところですが、平成17年度において中期財政運営期間として介護保健事業計画と高齢者保健福祉計画を見直し、制度の利用状況や町民のニーズの動向を勘案し、持続可能な健全な財政運営とするために計画の見直しを行う予定をしております。今後とも適正な介護サービスが受けられるよう、また本人の残存能力を活かしながら、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、保健・福祉・介護予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第27号 平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277万5,000円と定めたいものでございます。

これは、平成16年度の当初予算と比較いたしますと86万1,000円、率にして23.7%の減となるものでございます。これは、合併により、五個荘町および永源寺町が脱退したことによるものでございます。

歳入といたしましては、構成します各町から社会教育主事共同設置負担金が275万4,000円、諸収入として貯金利子が1,000円、繰越金が2万円を計上いたしております。

歳出でございますが、社会教育主事の共同設置に伴います事務的経費ならびに活動費として教育総務費276万500円、予備費1万円を計上いたしております。

次に、議第28号 平成17年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入および支出の予定額を3億1,900万円、資本的収入予定額を3,590万円、資本的支出の予定額を8,674万1,000円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業として経済性を発揮するとともに、施設の改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう、一層の努力をいたすものでございます。

以上、議第20号から議第28号までの平成17年度予算9議案につきましてご説明を申し上げたところでございますが、学校給食事業特別会計および社会教育主事共同設置特別会計以外の各会計の詳細につきましては、順次、各担当課長より説明させますので、よろしくご審議賜り、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

ここで2件、訂正をさせていただきます。

まず初めに、議第20号から議第27号と申し上げましたけれども、28号の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

もう1点につきましては、小口簡易融資の預託金の増額による融資の枠というところを「金融」と申したそうでございますが、融資の枠に訂正をさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** ただいま、町長から平成17年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容についてお手元に配付いたしております平成17年度予算の特色等の資料に基づき、ご説明を申し上げたいと思います。

平成17年度の予算につきましては、昨年に引き続き三位一体の改革2年目の実行により、国庫補助負担金、地方交付税のさらなる改革が行われ、地方交付税

の交付が見込まれるなど、厳しい状況での予算編成となりましたが、行政のスリム化を意識しながら住民サービスの低下を招かないを基本に、自律推進計画のスタートの年として、たくましいまちづくりの展望に期待した予算となりました。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億2,600万円と定めたもので、前年度当初予算額48億8,000万円と比較いたしますと、額にして3億5,400万円の減額、率にして7.3%の大幅な減となったものでございます。

まず、歳入予算の状況でございますが、町税が28億9,845万円で、前年度に比べ、額にして1億9,268万3,000円、率にして7.1%の増となっております。これは、企業の業績好調による法人町民税等の増収によるものでございます。

地方譲与税については、1億600万円で、昨年新設されました所得譲与税が三位一体の改革による税源移譲額の増加により、4,700万円と倍増いたしております。

利子割交付金等の県税交付金については、1億8,110万円で、利子割交付金が半減するとともに、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金の減少によるものでございます。

地方特例交付金の不交付や地方交付税が1億8,100万円の大幅な減額となっておりますが、これは三位一体の改革による地方交付税の見直しにより、単位費用が減額されたのに加え、町税の増収により、普通交付税が見込めないこととなり、したがって特別交付税8,000万円のみを計上いたしました。

分担金負担金については、主に農村総合整備事業、基幹水利施設管理事業にかかる地元負担金、ならびに保育所運営費負担金でございますが、前年度に比べ8.6%の減額となっております。

これの主な要因といたしましては、苦境による低所得階層の増加による保育所運営費負担金の減少によるものでございます。

国庫支出金については、5.2%の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、国保保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。

県支出金につきましては、緊急雇用創出特別対策事業補助金の減額や、三位一体改革による県補助金の一般財源化などにより、6.4%の減額となりました。

繰入金については、25%の増額となっておりますが、昨年に引き続き歳入不足を補てんするため、財政調整基金から2億7,500万円を繰り入れたことによるものです。



諸収入については、主に国営日野川土地改良事業助成金、福祉医療高額療養費戻入、総合運動公園売店・食堂物品等の売上料、高速自動車国道救急業務支弁金などで7.4%の増額となっておりますが、これは高速自動車国道救急業務支弁金や埋蔵文化財発掘調査受託金の増によるものでございます。

地方債については、58.8%の大幅な減額となっておりますが、これは平成7年度および平成8年度に借入れを行いました町民税等減税補てん債2億5,380万円について、平成16年度に借りかえをしたことによるもので、今年度は昨年からは整備を進めております重度心身障害者施設くすのきに係る施設整備事業債、町民税等減税補てん債および、臨時財政対策債のみの発行となっております。

次に、歳出予算の状況でございますが、厳しい財源不足の中から見いだされる貴重な限られた財源の配分を直接住民にかかわるサービスについては、サービス低下を招くことのないように留意し、将来のまちづくりにつながるソフト事業へと重点を移し、予算の編成に努めたものでございます。

主な事業費等を各施策ごとに申し上げますと、まず「安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくり」でございますが、交通安全施設整備事業といたしまして、頻発する不審者からの通学者の安全を確保するため、道路照明灯の設置に150万円。

ため池群の広域防災機能を増進するための計画策定や機能増進活動のモデル事業費として300万円。

来る8月28日に予定しております町防災総合訓練に伴います経費93万9,000円。

さらには従来、小学5年生の女子児童のみに配布をしておりました防犯ベルを小学生全員に拡大するため56万4,000円。

「快適で潤いのある生活環境づくり」でございますが、自ら考え自ら行う生活環境事業に700万円。

複合型生活拠点形成基本計画を含む総合計画の実施計画策定業務委託料として500万円。

生活交道路線維持費補助金やコミュニティバス運営委託補助金などの公共交通対策費として685万6,000円。

合併処理浄化槽設置事業として、5人槽、6から7人槽、それぞれ3基ずつ236万円。

廃食用油リサイクルによるBDF燃料精製に伴う廃棄物再生利用等推進事業に104万7,000円。

合特法による代替業務であるし尿収集料金徴収委託を含む八日市衛生プラント組合負担金が6,479万1,000円。同じく河川および工場排水等調査委託に372万2,000円。

「地域に活力を与えるたくましい産業づくり」でございますが、物流拠点整備計画の策定業務委託料として500万円。

外郭団体の再編検討や地域雇用を創造する新たなシステムづくりを検討する、地域力活用型産業創出検討事業として221万3,000円。

道の駅施設管理委託に2,293万7,000円。

産業フェア開催補助金に150万円。

21世紀型農ビジネス推進事業に400万円。

農村総合整備事業における農道整備等に5,673万8,000円。

商工振興対策費に793万8,000円。

着地型旅行活性化プロジェクトとして、プランナー業務を委託するため360万3,000円。

「健やかに暮らせる健康福祉づくり」でございますが、在宅重度障害者通所援助事業として、平成16年度から広域で補助を行っております重度心身障害者施設くすのきの整備補助金に458万4,000円。

障害児ホリデーサービス事業に148万5,000円。

障害者等の社会参加促進助成事業に446万8,000円。

介護保険事業計画策定や老人保健福祉計画見直し業務として250万円。

少子化対策、子育て支援事業として、出産祝い金の制度化に300万円。

新しい時代を拓く魅力ある場づくり、人づくりでございますが、ふるさと竜王夏祭り事業に250万円。

アドベンチャー事業など、学校5日制に向けたさまざまな体験活動促進事業に284万5,000円。

姉妹都市スーセーマリー市中学生交流派遣事業に172万5,000円。

老朽化してきております各学校の施設修繕として、竜王小学校小プール修繕などに650万円。

竜王西小学校プールろ過装置修繕などに140万円。

竜王中学校校舎大規模改造設計業務委託料として800万円。

竜王幼稚園便所等改修に1,171万円。

生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくりでございますが、生涯学習の拠点

として多くの方に利用されている公民館の耐震診断業務委託料として280万円。

その他といたしまして、町勢要覧の改訂事業315万円。

町制50周年記念事業140万円。

自律推進計画の継続的な進行管理を行うため、自律推進計画管理委員会費用として69万8,000円。

7月に任期満了を迎えます農業委員選挙費として433万1,000円をそれぞれ予算計上したものでございます。

第2表債務負担行為につきましては、電算室に備えてありますラインプリンタの更新といたしまして525万7,000円。

戸籍システムのデータ作成業務といたしまして1,556万円の限度額をお願いするものでございます。

さらに、小規模企業者小口簡易資金に係る保証債務については1,344万円の範囲内での損失補償をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債につきましては、重度心身障害者施設くすのき施設整備について230万円。

町民税等減税補てん債について2,950万円。

臨時財政対策債について2億200万円の限度額をお願いするものでございます。

以上をもちまして、議第20号の平成17年度竜王町一般会計予算の補足説明といたします。

**○議長（村井幸夫）** この際、申し上げます。

会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。

西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** 平成17年度特別会計予算提案の補足説明をさせていただきます。

議第21号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、お手元の特別会計予算の説明書1ページの事項別明細書からごらんいただきたいと思います。

予算の総額を7億4,400万円と定めたいもので、昨年と比較いたしますと3,500万円の増額予算となっております。全国的な状況でございますが、景気低迷や老人保健法の改正、医療技術の進歩などによりまして年々、医療給付費が増加しております。

3ページでございます。

特別会計予算の説明書の事項別明細書の3ページでございますが、国民健康保険税につきましては、2億9,801万円で、今回、医療費に対する目的税として税率の改正をさせていただきたく、昨年より6,250万円の増額予算となっております。

4ページでございます。

A4の特別会計予算という別冊子になっております特別会計予算書でございます。

特別会計予算書の4ページでございます。一般会計予算と特別会計予算2冊になっておりますが、その特別会計予算という冊子をごらんいただきたいと思います。

4ページでございます。国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金として1億7,306万7,000円で、歳出の保険給付費の100分の36を収入しておりまして、これは昨年より4%分が県支出金に財源変更がなされたもので、3,538万7,000円の減額となっております。

次の財政調整交付金は、市町村間の不均衡を是正する交付金でありまして4,412万2,000円で、対前年1,212万3,000円の減額となっております。

5ページの療養給付費等交付金は、社会保健診療報酬支払基金からの退職者被保険者分として支払われるもので、1億4,207万3,000円で、昨年より4,923万6,000円の増額となり、退職被保険者の増加によるものでございます。

県支出金は、財政調整交付金が2,281万8,000円で、さきに申し上げました国の持ち分でありました4%分を県支出金として財源変更をされたもので、対前年皆増となっております。

次に、高齢者医療費共同事業負担金は435万円、共同事業交付金は1,250万円と、昨年とほぼ同額でございます。

6ページの繰入金については、3,719万1,000円で、一般会計からのルール負担分の繰り入れであり、昨年は補てん財源として5,000万円の繰り入れを願ったことによります減額となっております。

次の繰越金と7ページの諸収入につきましては、昨年とほぼ同額でございます。

8ページでございますが、歳出であります。総務管理費で559万9,000円と、これは国保の被保険者証の発送、電算処理に関する費用などいたしました。また徴税費では106万円を、運営協議会費では29万2,000円を、趣旨普及費では9万5,000円を、それぞれ昨年とほぼ同額で計上いたしております。

9ページの下欄でございますが、国保の本体部分であります保険給付費でございますが、一般被保険者の療養給付費7割分の現物給付であります。2億9,000万円を、また次の10ページでございますが、退職被保険者療養給付費、これも7割給付の分でございますが、1億6,000万円で、対前年6,000万円の増額となっております。退職被保険者の医療費が増加しているものでございます。

次の保険給付費ですが、4,600万円計上しており、高額療養費ですが、例えば1カ月の医療費が7万2,300円を超えた窓口一部負担金については、高額療養費として超えた分を給付されるものでございます。それぞれ一般被保険者分は3,000万円、退職被保険者分は1,600万円を計上し、退職被保険者高額療養費は、対前年950万円の増額となっております。16年度の決算見込みにより計上をさせていただきました。

11ページでございますが、葬祭諸費、移送費、出産育児諸費につきましては、昨年と同額でございます。

次に、老人保健拠出金ですが、老人医療費拠出金は1億3,340万3,000円と、対前年5,625万5,000円の減額となっております。老健法によります対象年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられ、被保険者の減少によります影響と思われま。

次に、介護納付金でございますが、6,083万5,000円を計上いたし、対前年1,087万9,000円の増額で、これは国民健康保険税の介護納付金の現年分と国県支出金などを合わせて社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。これも全国的に介護保険給付費用と被保険者が増加していることによる増額でございます。

12ページであります。共同事業拠出金は1,740万円と、国保連合会へ拠出するもので、国保の保険者の財政安定のためのもので、町が拠出する金額に対して、国と県がそれぞれ4分の1ずつの財政支援を行うものでございます。

次の保健事業費につきましては、302万3,000円を計上し、健康づくりや保健事業を進めるために在宅訪問看護師を雇用し、服薬指導や高齢者等の生活相談に応じ、在宅訪問指導を行っております。

また、毎年5月ごろに実施しております成人病検診、基本検診を受診しやすくするために国民健康保険の被保険者については検診の一部負担金を国保会計で負担しているもので、もって疾病の早期発見、早期予防により、できるだけ医療費が軽くて済むよう保健事業を行っておるものでございます。

14ページの諸支出金につきましては、医科診療所への医療用の機械器具の購入

に105万円、歯科保険センターへの運営繰出金として200万円を国庫支出金、国庫補助金で特別調整交付金として収入いたしたものをそれぞれの会計へ繰り出しをするものでございます。

今後も平成15年度に保健センターで策定委員さんの参画のもと策定されました「健康いきいき竜王21プラン」の推進を図り、住民皆さまの健康づくりや保健事業の推進と広報を通じての情報提供など、健康づくりの支援をさせていただきまして、これをもって健康寿命の進展と医療費の適正化に努めたいと思っております。

引き続きまして、経費節減、国保財政の健全運営に努めたいと考えております。

次に、17ページでございますが、議第22号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）につきまして、事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

医科にありましては、歳入歳出それぞれ、予算の総額を9,400万円と定めたいものでございます。

18ページの診療収入、外来収入は、診療所の運営の根幹をなす診療報酬収入でございますが、8,580万4,000円とするもので、介護サービス収入は介護保険サービスを提供したことによります報酬収入で110万2,000円を計上しております。

19ページでございますが、使用料および手数料は診断書の証明手数料と、次の財産収入は医科の財政調整基金の利子収入でございます。

次の繰入金でございますが、平成17年度において血液検査用の医療機械器具を購入する予定でございまして、これに対する国庫補助105万円を計上し、その次の財政調整基金繰入金といたしまして300万円を取り崩し、医療機械の購入の財源とさせていただきたいものでございます。

歳出でございますが、21ページから22ページ、23ページにかけまして診療施設の運営維持管理として総務費を4,778万円を計上いたし、対前年263万円の増額でございます。

医業費については、4,361万8,000円を計上し、特に備品購入費として簡易な自動血球計数測定装置を購入させていただきまして、患者さんの来院時間内に血液検査等を行いまして、早期に感染症、炎症反応が把握できますよう、早期に対応、治療できような体制整備をさせていただく予定でございます。

平成14年度において医療制度改革が実施されまして、診療報酬などの引き下げ、また平成15年4月からは被用者保険の3割負担が導入されるなど、医療機関に

とりましては大変厳しい状況でございますが、後発医薬品等の使用により患者さんの窓口負担をできるだけ軽減し、サービスの向上に向けて第一次診療としての役割を発揮してまいりたく思っております。

また、患者さんと医師とのインフォームド・コンセントが適切に行われ、ともに疾病の克服ができるようお互いの信頼関係を築いてまいり、診療と保健事業とともに地域包括医療に努力をしてまいりたいと思っております。

次に、33ページの歯科会計でございますが、歳入歳出予算総額は6,100万円と定めたもので、対前年300万円の増額でございます。

34ページでございますが、診療収入は診療所運営の根幹をなし、4,150万4,000円を計上いたし、介護サービス収入につきましては94万2,000円でございます。

35ページの県支出金につきましては、乳幼児の歯科検診後のハイリスク時のフォロー事業が県の補助事業がなくなったものでございますが、町におきましては引き続き乳幼児の歯科保健フォロー検診は、この予算全体の中で継続をしていく予定でございます。

繰入金につきましては200万円で、歯科保健センターの運営に対する国庫補助で国保の事業勘定からトンネルで繰入金として収入しております。

国の特別調整交付金が国保の事業勘定を経由して歯科会計へ繰り入れされております意味合いにつきましては、国保の被保険者に対します歯科保健事業の推進でございます、医療費の適正使用に対する啓発をするものでございます。

次の一般会計繰入金については、737万円と前年より減額となっております。

次の基金繰入金ですが、850万円を繰り入れいたしまして、歯科診療施設の老朽化に伴います屋根の葺きかえ修理、トイレのバリアフリー化、クロス張りかえなどを行いたく、今日まで修理を見合わせてまいりましたので、今回、基金を取り崩して修理・修繕費用に充てたく思っております。

37ページ、歳出でございますが、歯科診療所の運営維持管理費用として、また町民皆さまの歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として4,947万8,000円を計上しており、さきに申しましたような歯科診療所の修繕費として需用費の中で850万円を計上し、屋根修理やトイレのバリアフリー化など、当面の修繕をいたしたく思っております。対前年246万6,000円の増額でございます。

次の医業費で備品購入費では、歯の清掃機器1台を購入しまして、歯石の除去、清掃に利用させていただきたく、医業費全体では948万4,000円と対前年53万6,000円の増額でございます。

40ページでございますが、基金積立金は1万5,000円で、基金の利子、公債費につきましては172万3,000円で、起債の借入れ償還となっております。

今年度も的確な診療業務に努め、また地域の保健事業として虫歯予防に効果が見られるフッ素塗布、フッ素洗口を継続いたしまして「8020・80歳にして20本の健康な自分の歯を」を目標に、歯科保健センターと保健センター、町内の歯科医院さん、医科診療所、各医療機関などとの連携を図りながら健康な長寿社会づくりを目指すものでございます。このことは、乳幼児期から高齢期に至るまで、健康な歯を維持するという個人の努力と町が支援する両面の情勢づくりが大切でございまして、しいては医療費の適正な使用につながるものと思っております。

また、受診の困難な高齢者への訪問診療についても関係機関と連携を図りながら訪問診療を実施しております。QOLの向上、すなわち生活の質の向上をすべく努力をしてみたいと思っております。

引き続きまして、51ページ、議第23号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,400万円と定めたいものでございます。

前年度と比較いたしますと、3,200万円の減額予算であります。主な理由としましては、平成14年10月の老人保健法の改正によります被保険者の減少による影響が出ているものと思われま。

52ページ、歳入でございますが、支払基金交付金は5億1,125万7,000円で、対前年5,036万6,000円の減額でございます。

国庫支出金、県支出金、繰入金とも、それぞれルール負担分の収入を計上いたしております。

54ページの歳出でございますが、総務費が53万円、次の医療諸費が全体で8億8,346万9,000円で、対前年3,198万4,000円の減額であり、対象年齢が引き上げられたことによる減少が主な理由でございます。

今後も引き続きまして、各保健事業等との連携を図りながら医療費節減につながる服薬指導などの訪問事業も実施し、老人保健財政の健全運営に努めたいと思っております。

以上、補足説明といたします。

一部訂正をさせていただきます。

平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）でございますが、歳



出の中で21ページから22、23ページにかけまして総務費を4,778万円を計上いたし、対前年263万円の減額でございます。「増額」と申し上げまして、「減額」に訂正をさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 松村上下水道課長。

○上下水道課長（松村佐吉） それでは、引き続きまして議第25号 平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書につきましては、96ページと特別会計の歳入歳出予算に関する説明書の61ページからでございますが、別に配付させていただいております予算の概要22ページでございます。

平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要に基づきまして、ご説明を申し上げます。

22ページでございます。

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,400万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと2,400万円の減額となるものでございます。

歳入の関係でございますが、その主な収入といたしましては分担金および負担金として568万7,000円、これは平成17年度で新たに供用開始を行う地区の受益者分担金などでございます。

次に、農業集落排水および公共下水道の使用料といたしまして1億1,774万5,000円を計上させていただいております。その内容といたしましては、農業集落排水が948万5,000円と公共下水道が1億826万円でございます。

次に、国庫補助金として1億100万円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと2,400万円の減額でございますが、国費状況からによりますものでございます。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2億5,161万2,000円を計上させてもらっております。その内容といたしましては、農業集落排水事業分として12万円、同起債償還分として1,075万8,000円、公共下水道事業分といたしまして4,574万7,000円、同起債償還分に1億9,498万7,000円として繰り入れをお願いするもので、前年度比較では3,747万7,000円の減額でございますが、これは町債を増額したことによります減額でございます。

次に、繰越金が100万円でございますが、これは平成15年度事業分の繰り越し額でございます。

次に、雑入では消費税還付金といたしまして40万円を計上いたしておりますが、

前年度と比較いたしますと460万円の減額でございますが、これは前年度の還付額を多く見過ぎていたことからの減額でございます。

次に、町債でございますが、3億8,620万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、公共下水道事業債3億5,410万円と流域下水道事業債3,210万円でございます。前年度比較では4,670万円の増額となるものでございます。

次に、歳出の関係でございますが、その主な歳出といたしましては農業集落排水事業の一般管理費および施設管理費といたしまして960万7,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと395万5,000円の減額となるものでございます。

その内容といたしましては、電気代に190万円、処理場の管理委託料に682万円などがございますが、減額分につきまして職員の1名減によるものでございます。

次に、公共下水道事業費の一般管理費および施設管理費といたしましては、9,196万7,000円を計上させていただいております。前年度比較では462万8,000円の減額となるものでございます。

その内容といたしましては、人件費に877万9,000円、報償費に239万円、電気料に180万円、委託料に934万1,000円。また、県に支払いいたします流域下水道管理負担金6,695万4,000円などがございます。

増額の主な要因といたしましては、供用開始地区の関係から流域下水道維持管理負担金の増額が予定されることによるものでございます。

次に、公共下水道管渠築造費といたしまして3億4,883万5,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと4,455万1,000円の減額、これは国庫補助金の関係からによるものでございます。

その内容といたしましては、人件費が2,080万5,000円、庁費事務費に271万3,000円、委託料に1,452万2,000円で、これは次年度以降の施工予定地の測量設計委託料でございます。

工事請負費といたしましては2億3,869万1,000円で、その工事場所といたしましては松陽台・七里・岡屋を予定いたしております。

補償費は3,875万円でございますが、これは水道管等の移転補償費でございます。

また、流域下水道事業建設負担金といたしまして3,335万4,000円でございます。

次に、公債費でございますが、4億1,309万1,000円を計上させていただいております。

農業集落排水事業債、公共下水道事業債、流域下水道事業債の元金償還金が2億2,803万4,000円と、同利子償還金が1億8,475万7,000円などがございます。

前年度と比較いたしますと1,987万8,000円の増額となるものでございます。

次に、議案書の96ページ、第2条の地方債の関係でございますが、100ページの第2表に地方債の限度額といたしまして3億8,620万円を予定いたしておるものでございます。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、平成17年度下水道事業特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** 引き続きまして、議案説明資料の23ページ、および先ほどの事項別明細書予算書でございますが、79ページから説明を申し上げます。

議第26号 平成17年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億円と定めたいものでございます。

特に前年比較をいたしますと9,300万円の増額でございます。増額の主な理由については、介護保険認定者数の増加、また介護サービス利用者の増加によるものでございます。

80ページの保険料でございますが、65歳以上の1号被保険者で社会保険庁で年金などから特別徴収されます保険料で7,326万1,000円と、前年並でございます。国庫支出金につきましては、介護納付費負担金が9,729万円と、次の調整交付金が2,836万円と、それぞれルール負担分を計上しております。

81ページの支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料として支出の項目の中でございますが、保険給付費の32%を支払基金から収入するもので1億5,566万4,000円で、県支出金につきましては保険給付費の12.5%で6,080万6,000円で、これもルール負担分を計上しております。

82ページの繰入金でございますが、一般会計繰入金として、これも一般会計がもつべきルール分として県と同率・同額で12.5%、6,080万6,000円を計上いたしました。

83ページの基金繰入金で1,079万5,000円でございますが、文字どおり介護保険

の給付費の急増などに対します財源留保資金を給付費準備基金として積み立てているもので、この基金を取り崩し充当するものでございます。

85ページの歳出でございますが、総務費では一般的な被保険者等の管理費用といたしまして192万1,000円を、介護保険料の賦課徴収費用として52万円を、介護認定審査会費として922万円を、介護保険の軸をなします介護認定に要します主治医意見書や認定調査費委託費用として、介護保険認定申請に基づきまして調査いたします主治医の意見書によりまして介護度を審査する審査会を設置しております1市4町、近江八幡、日野町、蒲生町、安土町、竜王町で共同で設置しております審査会への費用負担金として、それぞれ計上いたしております。

87ページでございますが、保険給付費で居宅介護サービスおよび施設介護サービス給付費については、さきにも述べましたように認定者数が伸びたことと利用者も増加したことによります費用の増額を見ておるものでございます。

今後、平成17年度の介護保険計画、高齢者保健福祉計画の見直しに向けまして、5年を経過した現状と介護サービスの利用意向などを十分把握しながら介護保険計画策定委員さんを委嘱させていただきまして、計画書の策定を予定しております。適正な介護保険の適用に心がけ、ご本人が自立して、地域で安心して老後を送れるよう支援し、また介護の社会化も必要でございます。ますます高齢化が進むことから、特に痴呆性の高齢者が増加することと、介護予防の観点を重視いたしまして、平成18年度に向けまして介護保険法の改正を国におきまして現在検討をされております。だれもが避けて通れない老後の道でございますので、今後も引き続きましてご理解、ご協力いただきまして、町としてもさらに努力をしてみたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。どうか、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） 松村上下水道課長。

○上下水道課長（松村佐吉） 引き続きまして、議第28号 平成17年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容を申し上げます。

予算書と別に配付させていただいております予算の概要26ページの平成17年度竜王町水道事業会計予算の概要によりましてご説明申し上げますが、さきに予算書の1ページ、第2条につきましては、業務の予定量といたしまして給水戸数が3,670戸で、年間総配水量といたしまして168万立方メートル。また、1日

平均給水量は4,150立方メートルを予定するものでございます。

さらに、主な建設改良事業といたしまして、下水道事業に伴います配水管布設替工事などを実施する計画でございます。その事業費といたしまして4,060万円を予定しているものでございます。

次に、第3条予算、および4条予算につきましては、予算の概要26ページによりましてご説明を申し上げます。

まず、第3条予算の関係でございますが、収益的収入および支出の予定額といたしまして3億1,900万円と定めております。前年度と比較いたしますと、1,200万円の増額で3.9%の増となるものでございます。

収入の関係でございますが、営業収益が3億278万6,000円でございます。その主な収入といたしましては、給水収益の水道使用料が2億9,850万円で、前年度比較では2,180万円の増額でございます。これは、平成16年度収益見通しからによるものでございます。

営業外収益につきましては1,621万4,000円で、その主な収入といたしましては町補助金が1,350万円で、前年度比較では1,100万円の減額でございますが、これにつきましても平成16年度の利益見通しからの減額でございます。

次に、支出の関係でございますが、営業費用といたしまして3億122万7,000円でございます。その主な支出といたしまして、県水受水費が1億9,095万円で前年度との比較では719万3,000円の増額でございますが、これは受水契約量の変更からの増額でございます。

次に、人件費が2,965万4,000円、委託料が1,828万8,000円で1,455万円の増額、これは独自水源2井戸の調査などの委託を行おうとするところからの増額でございます。

その他、営業費用につきましては、ごらんいただくとおりでございます。

次に、営業外費用といたしまして1,757万3,000円でございます。その主な支出は、企業債の支払利息1,357万3,000円などでございます。

次に、第4条予算の資本的収入および支出の関係でございますが、資本的収入が3,590万円でございます。前年度と比較いたしますと545万9,000円の減額となりますが、これは公共下水道工事に伴います補償工事負担金でございます。

次に、資本的支出といたしまして8,674万1,000円でございます。前年度と比較いたしますと1,209万2,000円の減額となります。

その主な支出といたしましては、改良事業費が4,060万円でございます。これ

は、公共下水道工事に伴います配水管布設替工事によります設計委託料と工事費でございます。

次に、固定資産購入費といたしまして165万円で、前年より211万9,000円の減額となっておりますが、これにつきましては平成16年度において公用車を購入したことによるものでございます。

また、企業債償還金といたしまして4,449万1,000円で、これは企業債の元金償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対しまして5,084万1,000円の不足となりますが、これにつきましては減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただきます。

次に、予算書の2ページの第5条、一時借入金の限度額でございますが1,000万円と定めさせていただきました。

次に、第6条の議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費2,965万4,000円、交際費に2万円でございます。

次に、7条の一般会計から受ける補助金といたしまして1,350万円でございます。

次に、第8条といたしまして、棚卸資産の限度額を500万円と定めたものでございます。

以上、平成17年度の水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きますので、議第29号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更につきまして提案理由を申し上げます。

市町村の廃置分合に伴いまして、本組合の構成団体を改正するものでありまして、平成17年1月1日から、高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町および同郡新旭町が廃され、その区域をもって高島市が設置されましたこと。

また、平成17年2月11日から、八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町および同郡湖東町が廃され、その区域をもって東近江市が設置されましたこと。

また、平成17年2月14日から、坂田郡山東町、同郡伊吹町および同郡米原町が廃され、その区域をもって米原市が設置されましたことにより、規約の変更

を行うものであります。

組合議会議員の選挙を円滑に行うため、選挙区および各選挙区での選挙すべき組合議員の数を定めるものでございます。

次に、議第30号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につきましては、市町村の廃置分合に伴いまして、本組合の構成団体を改正するものでありまして、平成16年10月1日から、甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町および同郡信楽町が廃され、その区域をもって甲賀市が設置されましたこと。

また、平成16年10月1日から、野洲郡中主町および同郡野洲町が廃され、その区域をもって野洲市が設置されましたこと。

また、平成16年10月1日から、甲賀郡石部町および同郡甲西町が廃され、その区域をもって湖南市が設置されましたこと。

また、平成17年1月1日から、高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町および同郡新旭町が廃され、その区域をもって高島市が設置されましたこと。

また、平成17年2月11日から、八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町および同郡湖東町が廃され、その区域をもって東近江市が設置されましたこと。

また、平成17年2月14日から、坂田郡山東町、同郡伊吹町および同郡米原町が廃され、その区域をもって米原市が設置されましたことにより、規約の変更を行うものであります。

次に、議第31号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につきましては、市町村の廃置分合に伴いまして、本組合の構成団体を改正するものでありまして、平成16年10月1日から、甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町および同郡信楽町が廃され、その区域をもって甲賀市が設置されましたこと。

平成16年10月1日から、野洲郡中主町および野洲郡野洲町が廃され、その区域をもって野洲市が設置されましたこと。

また、平成16年10月1日から、甲賀郡石部町および同郡甲西町が廃され、その区域をもって湖南市が設置されましたこと。

また、平成17年1月1日から、高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町および同郡新旭町が廃され、その区域をもって高島市

が設置されましたこと。

また、平成17年2月11日から、八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町および同郡湖東町が廃され、その区域をもって東近江市が設置されましたこと。

また、平成17年2月14日から、坂田郡山東町、同郡伊吹町および同郡米原町が廃され、その区域をもって米原市が設置されましたことによって、規約の変更を行うものであります。

また、本組合の議員の定数および選挙区につきまして、所要の見直しを行うものであります。

以上、議第29号から議第31号までの議案につきまして、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後5時44分